

青森県教育委員会第841回定例会会議録

1 期 日 平成31年2月6日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時10分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 中南地区統合校開設準備委員会報告書について

議案第1号 青森県特別支援教育推進ビジョンについて・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

佐藤教育次長、田村教育次長、児玉参事・教育政策課長、佐藤職員福利課長、長内学校教育課長、赤尾教職員課長、高橋学校施設課長、渡部生涯学習課長、相坂スポーツ健康課長、増田文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

町田委員、杉澤委員

・書記

小関英規、藤田真希也

7 議 事

報告第1号 中南地区統合校開設準備委員会報告書について

（古川高等学校教育改革推進室長）

会議資料の1ページをご覧ください。

「1 中南地区統合校開設準備委員会設置目的」である。この中南地区統合校開設準備委員会は、黒石高校と黒石商業高校との統合による中南地区統合校を平成32年度に開設するに当たり、必要な準備を進めるため、平成29年7月に策定した青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画に基づき設置したものであり、「2」にあるように両校の関係者、地域の学校教育関係者等を委員として検討いただいた。

「3 これまでの検討状況等」であるが、ご覧のように昨年5月から4回の検討を経て、先月18日に検討状況を取りまとめた報告書を提出いただいた。

別冊として配付している「中南地区統合校開設準備委員会報告書」1ページをご覧ください。

ゴシック体で記載している協議結果を中心にご説明する。

「校名」については、『黒石高等学校』及び『(新元号)黒石高等学校』の2案を開設準備委員会の案とする。」としている。

2ページをご覧ください。

「情報デザインに関する学び」については、学科とするかコースとするか検討していた

だいたのところであるが、「統合校における情報デザインに関する学びは商業科の専門性を強く打ち出した上で学科とし特色を出してもらいたい。」としている。

3 ページをご覧ください。

「校訓」については、「黒石高校の校訓等をそのまま踏襲し、黒石商業高校の『誓いのことば』も引き継ぐ方向としてもらいたい。」としている。この「誓いのことば」は、主な意見の3つ目のポツにあるように、黒石商業高校創立からの基本精神とされている。詳細は15ページにあるので後ほどご覧ください。

4 ページをご覧ください。

「校歌」については、「黒石高校及び黒石商業高校の校歌を併用することとし、その校歌の活用方法については統合校に一任する方向としたい。」

「校章」については、「一新することとし、黒石商業高校の情報デザイン科の生徒にデザインの制作を依頼する方向としたい。」としている。

5 ページをご覧ください。

「制服」については、「一新することとし、デザイン等については両校の教職員でワーキンググループを設置するなど早期に検討することとしてもらいたい。」としており、現在両校の教職員で検討を進めている。

6 ページをご覧ください。

「目指す人財像等」については、『社会の一員として地域づくりに意欲的に参画する人財』、『マーケティング活動等に活用できるデザインに関する専門的な知識・技能を身に付け、地域経済の発展に貢献する人財』、『看護に関する専門的な知識・技能を身に付け、地域医療を支える人財』を基本にしてもらいたい。」とし、第1期実施計画に応じた内容としている。

7 ページをご覧ください。

「中南地区統合校に引き継ぐべき黒石高校及び黒石商業高校における特色ある教育活動」については、「統合校でもこれまで両校が行ってきた特色ある教育活動は何らかの形で実践してもらいたい。また、統合前であっても、両校が協力し一緒に活動してもらいたい。」

「黒石高校及び黒石商業高校における記念物品」については、「両校にとって非常に貴重な物品であるため、大切に保管がなされるよう引き続き検討してもらいたい。」としている。

8 ページをご覧ください。

「中南地区統合校における部活動」については、「統合校に引き継がれるのは情報デザインに関する学びであることを踏まえると、現在黒石高校で実施している部活動で十分ではないかと考える。」

そのほか「黒石高校及び黒石商業高校に係る各種証明書の発行等」、「教育実習生の受入れ」、「指導要録等の引継ぎ等」についてそれぞれ記載している。

9 ページをご覧ください。

「3 各委員からの要望・意見等」については、「黒石ねぷたまつりへの参加」、「同窓会等の任意団体の在り方」、「黒石商業高校の利活用」に関する意見を記載している。

以上が報告書の内容となっている。

今後、この報告書を踏まえ校名等について検討を進め、中南地区統合校の円滑な開設に向け取り組んで参る。

(豊川委員)

校名であるが、新元号に黒石高等学校と付け加えるという案が出ているが、具体的にはどういったものなのか。

(古川高等学校教育改革推進室長)

単純に新元号を黒石高等学校の前に付け加えればとの案である。

(野澤委員)

開設準備委員会の報告書は、我々が期待していたものとなっており、とても良い報告書である。特に互いの良さを引き継いでいくということを委員の方々は指摘して、様々な意見も記載されているため、素晴らしい新設校となるために取組を進めていただきたい。

(和嶋教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県特別支援教育推進ビジョンについて

(長内学校教育課長)

本ビジョンについては、これまで、各校長会や各PTA団体からの意見を踏まえ、庁内に設置した「青森県特別支援教育推進検討会議」で取りまとめた「青森県特別支援教育推進ビジョン(案)」を、青森県教育委員会第315回臨時会でご報告している。

その後、昨年10月から12月まで実施したパブリック・コメント等で寄せられたご意見を踏まえ、必要な修正を行い「青森県特別支援教育推進ビジョン(案)」を成案として決定することについて、ご審議いただきたい。

まず、パブリック・コメントの状況について、ご説明する。

参考資料の1ページをご覧ください。

パブリック・コメントは、平成30年10月25日から12月3日までの40日間を実施期間とし、8者から延べ34件の意見が提出されている。提出された意見等は、ビジョン案の5つの基本方針と全般・その他として整理し、あおもり県民政策提案実施要綱に基づき、5つの処理区分で対応案を作成し、文章修正等1件、記述済み13件、実施段階検討0件、反映困難0件、その他20件として整理している。

まず、「文章修正等」として整理した1件の意見内容とそれに対する県としての考え方についてご説明する。3ページの5番をご覧ください。

こちらは、就学前から小学校の支援の引継ぎに関するご意見である。検討した結果、基本方針において、就学・進学等における支援の引継ぎに係る関係機関の連携体制の強化について明確に読み取ることができるように訂正する必要があると考え、別冊 青森県特別支援教育推進ビジョン(案) 12ページの「Ⅲ 基本方針」「1 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化」の(4)において、下線部分の「及び連携強化」と「また、特別な教育的ニーズのある児童生徒の進学等に係る支援の引継ぎについて連携体制の強化を図ります。」を追記することとしている。

次に「記述済み」として整理した主な意見等とそれに対する県としての考え方についてご説明する。

参考資料4ページの6番から8番をご覧ください。これらは、特別支援学校教諭免許状の取得及び特別支援教育に係る教員の専門性の向上に関する要望であり、ビジョン案では、基本方針2に係る取組において、本県の教職員の専門性の向上を図ることとしている。7ページの15番は、医療的ケアの充実に関する要望であり、ビジョン案では基本方針3に係る取組において、今後も引き続き医療的ケアを含めた特別支援学校の基礎的環境

整備の充実に取り組んでいくこととしている。12ページの28・29番は、共生社会の実現に向けた理解・啓発の在り方に関する意見であり、ビジョン案では「はじめに」の部分で地域と連携・協働した基盤づくりの推進を示しているほか、基本方針5において、市町村教育委員会等との連携を強化し、交流及び共同学習の更なる充実に努めることとしている。

次に「その他」として整理した主な意見等とそれに対する県としての考え方についてご説明する。

3ページの4番は、高等学校受検時の合理的配慮に関する現状についての質問であり、これについては、出願先の県立高等学校は、中学校の学習活動で配慮してきた状況や提出された資料を基に、入学選抜において高等学校側で可能な合理的配慮を中学校側に伝え、入学選抜を実施することとしている。5ページの9番から11番は、教職員の研修体制の保障に関する要望であり、これらの意見について、教員は研究と修養をとおして、様々な分野の専門性の維持・向上に努める必要があることから、引き続き、各部署が連携しながら、研修の充実にに向けた取組を進めていくこととしている。

次に「青森県特別支援教育推進ビジョン(案)に関する地区説明会の実施状況について」ご説明する。参考資料の15ページをご覧ください。

地区説明会は、パブリック・コメントの実施期間中の平成30年11月5日から11月13日の間に6地区で開催し、合計125名の参加があった。質疑応答において、特に反対意見等はなかったものである。

最後に、青森県特別支援教育推進ビジョン(案)についてご説明する。

パブリック・コメント実施を受けて修正した箇所については、先ほどご説明したが、本文中には下線を引いているのでご確認いただきたい。

また、参考資料の最終ページにある「青森県特別支援教育推進ビジョン(案)」の概要版についても、策定案の修正に合わせて、「Ⅲ 基本方針」「1 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化」の(4)において、下線部分を加筆している。

本ビジョンを今後の特別支援教育の指針として、来年度から、「学びをつなぐ」、「学びを深める」、「学びを生かす」をキーワードに、5つの基本方針の下、インクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育の更なる充実・発展に努めてまいりますので、今後ともご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、パブリック・コメントの結果、青森県特別支援教育推進ビジョン及びその概要版については、本定例会で決定後、ホームページで公表することとしている。

(中沢委員)

青森県特別支援教育推進ビジョン(案)に対するパブリック・コメントの結果を拝見したが、とても共感するところがある。また、それらの意見に対し、とても丁寧に回答していると感じた。

参考資料3ページ番号5に記載がある、「教育支援ファイル」「個別の教育支援計画」は進学等における引継に活用しており非常に重要である。これらに関係機関と共有し、連携強化を図ることは必要であると感じた。

また、参考資料の4ページ番号7に記載がある、「校種を問わず全ての教員を対象に、特別支援教育を学ぶ機会や免許取得を勧め」という部分は共感するところがある。通級などもあることから、全ての教員が対応を考えていかなければならない。今後の取組でしっかりと取り組んでいただきたい。

(町田委員)

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に対するパブリック・コメントの意見に対し、丁寧に教育委員会の考え方を回答しているため、とてもわかりやすくよい。

意見に対する考え方を現場で反映していくことに難しさはあるが、改善してほしいとの意見であるため、具体的に取り組を進めていただきたい。

(長内学校教育課長)

ひとつひとつの提出された意見が非常に具体的であり、切実なものである。実態をよく分かっている方からご提言いただいていると受け止めている。今回の青森県特別支援教育推進ビジョンは基本方針となっており、年度毎に具体的な実施を進めるに当たって、意見を参考とさせていただきたい。

(野澤委員)

参考資料1 1 ページ番号25に記載があるとおり、地域社会における障害の理解促進の課題も大きいので、「障害者理解・共生社会構築へ取り組みを進める」「地域での理解促進に努める姿勢を示すべき」とあり、このことがとても大事であると思う。

同じように、参考資料1 1 ページ番号27においても、学校教育法施行例の一部を改正する政令の施行に関して、「保護者には、趣旨がよく理解できるように丁寧に説明していただきたい。」

また、参考資料1 3 ページ番号31「学校や地域の特別支援教育の現状を知ってもらうこともあっていいと思う。全ての方々へのさらなる啓発活動を推進していく仕組みがあれば」という記載がある。

共生社会・インクルーシブ教育システム構築に当たっては、学校関係者はもちろんであるが、地域の人々の関わりが大切と考える。

青森県特別支援教育推進ビジョンを策定するに当たり、教育長の考え方を伺いたい。

(和嶋教育長)

特別支援教育を取り巻く環境は、めまぐるしく変化している中で、これからの10年の道筋ということで青森県特別支援教育推進ビジョンを作成したものである。学校や教育関係者だけではなく、全ての県民の皆様に理解をいただきながら、共に特別支援教育の環境を整えていかなければならない。その一つの道筋として青森県特別支援教育推進ビジョンがあります。

また、具体的な取組については、先ほど長内学校教育課長が話したように、様々な方々の意見を取り入れながら、ひとつひとつ進めていかなければならない。これからも県民の皆様からの声を伺いながら、共に特別支援教育を進めることができると考えている。

(杉澤委員)

学校視察した際、教員や教員を支援する行政職員が一生懸命取り組んでいることに感銘を受けた。この青森県特別支援教育推進ビジョンを基に、生徒やその家族に寄り添いながら進めていければと思う。

(和嶋教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(和嶋教育長)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。

何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。

(和嶋教育長)

その他に何か意見等はあるか。

(豊川委員)

議題にはないことであるが、最近、他県における児童虐待や教員によるいじめについて報道で取り沙汰されている。この問題に関して意見を述べたい。

この問題は、関係者の判断の誤りにより問題化したものと考ええる。この問題を受け、教育委員会は子どもを育てるという立場であるため、改めて、今何をなすべきかということを考えるべきであると思う。

この件に対して、皆さんの意見を伺いたい。教育長はどのように考えるか。

(和嶋教育長)

他県の事案に対しての意見は、控えさせていただきたい。

本県における取組として、児童虐待に関しては、教員研修や会議等において、児童相談所との連携や虐待が疑われる際の申告義務などについて指導している。現在も関係機関と連携しながら対応しているが、今後も連携を深めて参りたい。

教員が子どもを指導するときには、子ども一人ひとりを人間として尊重することが大事である。また、子どもを愛することが学校現場では大切であると考ええる。これからも教員に対し、子どもの心の動きや様子を十分に感じ取りながら、日々の教育活動に取り組むよう伝えていきたい。

(長内学校教育課長)

具体的な取組及び対応状況についてご報告する。

例えば不登校の場合の対応であるが、児童相談所、法務局、警察、弁護士会、医師会と様々な事案の状況について情報交換を行い連携を図っている。

また、スクールソーシャルワーカーが家庭や学校に出向き、福祉機関へ繋ぐ役割を行っている。

小学校や中学校においても、事案について先生方や関係機関の専門家が集まり、どのように対応するかを協議するケース会議を行っている。

教員一人では対応できない問題もあることから、関係機関と連携を図りながら組織的に対応することで、それぞれの負担を軽減するとともに、しっかりと子どもの安全、安心を第一に対応することが必要であると考ええる。今後も支援体制及び相談体制を整え、それを周知しながら、関係機関と連携し対応していくこととする。

(野澤委員)

教育長の発言にあったように、子どもを愛する、大事にする気持ちが大切である。その気持ちを大切に、今後も教育委員の活動に取り組んでいきたい。